蕨市奨学金制度

蕨市奨学金制度は、経済的な理由により、高等学校及び大学などへの就学が困難な人に対し、奨学金を貸与して、有能な人材を育成することを目的としています。

申請者の資格

申請者となる方は、次の要件が必要となります。

（１）　蕨市民で学業成績が良好であること。
（２）　本人の進学意欲及び保護者の進学させようとする意欲がともに旺盛であること。
（３）　性行善良であること。
（４）　学資が不十分であること。
（５）　高等学校以上の学校に入学が決定、または、在学中であること。
※原則として、本人と同一世帯の方全員の市県民税課税標準額の合計が 300 万円未満

連帯保証人の資格

連帯保証人となる方は、次の要件が必要となります。

（１）　蕨市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に引き続き２年以上居住していること。
（２）　一定の職業を有し、独立の生計を営む人。
（３）　市税及び国民健康保険税を完納していること。

貸与について

下記の額を、奨学金を受けることになった月からその学校における正規の修業期間を終了する月までの期間の範囲内で貸与いたします。（無利子）

	高　等　学　校 専修学校（高等課程）	高 等 専 門 学 校	大学・短期大学 専修学校（専門課程）
月　額	１０，０００円	１２，０００円	２０，０００円

返還について

貸与期間が終了してから１０年以内に返還していただきます。（最大２年の据え置きが可能）
返還は、原則として月賦・半年賦・年賦の方法で口座振替により納めていただきます。

■返還方法の例

・返還額　９６０，０００ 円（20,000 円×48 か月の貸与を受けた場合）

返 還 期 間	返 還 額
８　年	月々１０，０００円
４　年	月々２０，０００円

・返還額　３６０，０００ 円（10,000 円×36 か月の貸与を受けた場合）

返 還 期 間	返 還 額
４　年	月々　７，５００円
３　年	月々１０，０００円

申請手続きの流れ

※申請については随時受け付けております。

１．相談
申請にあたり、事前に教育総務課までお越しください。
制度のご説明および奨学金貸与申請書を配付いたします。
２．必要書類の提出（※写しを提出する場合については、確認のため原本をお持ちください。）
下記の書類をそろえ、教育総務課までご提出いただきます。
（１）　奨学金貸与申請書
（２）　源泉徴収票 又は 確定申告書（税務署の受付印のあるもの）の写し
（親権者 及び 連帯保証人　各１部）
（３）　成績証明書（学年･氏名が記載された成績表の写しでも可）
（４）　合格通知書の写し 又は 在学証明書
３．申請者本人と面談の実施
市役所にて、申請者本人と面談を行います。（30 分程度）
４．審査
提出された必要書類を基に、選考委員会の審査を経て、貸与の適否を決定します。

相談 → 書類の提出 → 面談 → 審査 → 適否の決定

決定後の手続き

貸与が決定しましたら、教育総務課から決定通知書が送付されます。
貸与が決定した申請者を対象として、「奨学金証書授与式」を開催しておりますので、「奨学金証書授与式」への出席をお願いいたします。
また、奨学金証書授与式の際には、次の書類を提出していただきます。
（１）　誓約書
（２）　支払金口座振替依頼書

奨学生の義務

１．進級時に、在学証明書 及び 成績証明書（学年･氏名が記載された成績表の写しでも可）を提出していただきます。
２．休学、復学、転学又は退学したときや、住所その他異動があったときには身上異動届を提出していただきます。

※個人情報の取得について

奨学金の返還が滞った場合、奨学金借受者及び連帯保証人の連絡先を確認するために必要な個人情報を市区町村長から取得し、保有及び利用することがあります。

問い合わせ――　市役所３階 蕨市教育委員会教育部教育総務課　℡048-433-7735（直通）